

2021年3月18日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**企業会計基準適用指針公開草案第71号「時価の算定に関する会計基準の適用指針
(案)」に対する意見**

貴委員会から2021年1月18日付で公表されました、企業会計基準適用指針公開草案第71号(企業会計基準適用指針第31号の改正案)「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

記

質問1(投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問)

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い(通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意します。ただし、本公開草案第24-4項(3)において、時価の算定日と基準価額の算定日が異なることを想定しているかどうかを明確に示すべきであると考えます。

(理由)

本公開草案第24-5項では、海外の投資信託に対して第24-3項の取扱いを適用する際、時価の算定日と基準価額の算定日が異なることを前提に、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い(通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。)場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる」と提案していますが、国内の投資信託に対しては、このような取扱いを認めていません。

一方、本公開草案第24-4項(3)の例示は「解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い(例えば、1か月程度)もの」であれば、「解約等に際して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」に該当しないとしています。しかし、この場合に想定される基準価額の算定日が時価の算定日と異なることを想定しているかどうかは明確ではありません。

質問 2 (投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問)

基準価額を時価とみなす取扱い(本公開草案第 24-3 項)を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル 3 に該当することが多いと考えられるため、レベル 3 に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意します。

質問 3 (投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問)

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意します。

質問 4 (投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問)

基準価額を時価とみなす取扱い(本公開草案第 24-9 項)を適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意します。

質問 5 (貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問)

本公開草案で提案している時価の注記を要しないとする取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意します。

質問 6 (適用時期等に関する質問)

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

同意します。

質問 7 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【コメント】

1. 基準価額を時価とみなす取扱いを会計方針として取扱うかどうかの明確化

基準価額を時価とみなす取扱いは、会計方針として取り扱うかどうかを明記すべきであると考えます。また、投資信託財産が金融商品である投資信託についての取扱いと、投資信託財産が不動産である投資信託についての取扱いは、統一するかどうかについても明記すべきであると考えます。

(理由)

会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用する必要があります（企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 5 項）。また、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は、原則として統一する必要があります（企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」第 17 項）。

本公開草案第 24-2 項及び第 24-8 項では、基準価額を時価とするとしながらも、ただし書きにおいて、「会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない」としています。また、本公開草案第 24-3 項、第 25-5 項及び第 24-9 項では、「基準価額を時価とみなすことができる」、第 24-6 項及び第 24-10 項では、「判断することができる」としています。これらの選択の結果は、時価の算定に影響がなかったとしても、開示に影響するため、財務諸表利用者に対して提供される情報の有用性の観点も含めて、会計方針として取扱うかどうか、及び、取扱いの選択の首尾一貫性について言及することが適切と考えられます。

2. 組合等への出資の会計処理についての検討範囲

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の会計処理について検討する際には、いわゆる特別目的会社（信託を含む。）への出資に相当する金融資産全般について検討することが適切と考えます。

(理由)

いわゆる特別目的会社（信託を含む。）については、その法的形態が組合等であるかどうかで、目的やその構成財産の内容が異なるわけではありません。同一の性質を有する資産には、同一の会計処理を適用すべきであると考えられます。

3. 基準価額を時価とする投資信託の時価のレベル別分類の方法

投資信託財産が金融商品である投資信託および投資信託財産が不動産である投資信託の時価の内、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合は、時価のレベルごとの内容等に関する事項の注記が求められていますが、基準価額を時価とする場合の投資信託の時価のレベル別分類の方法を示すべきであると考えます。

(理由)

本公開草案第 24-2 項及び第 24-8 項では、投資信託財産が金融商品である投資信託および投

資信託財産が不動産である投資信託の内、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合（例えば取引所に上場していないオープン・エンド型の投資ファンド）は、投資信託委託会社等が公表している基準価額、もしくは、その他の算定手法に基づいて算定した価格を時価とすることを提案しているものと理解しました。基準価額を時価とする場合、他の時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債と同じ方法で時価をレベル別に分類することはできないと考えられます。

以 上